

経済団体からの医療物資等の提供について

令和2年5月1日

関西広域連合

1 経緯

関西経済同友会（以下「同友会」）、及び（公社）関西経済連合会（以下「関経連」）において、会員企業に対して、新型コロナウイルス感染症対応で逼迫する医療現場を支援するため、関西広域連合への物資提供を呼びかけ行っている。

これに基づき、医療物資等の提供が開始されている。

- ・同友会 4月20日から
- ・関経連 4月30日から

2 手続き等

- ①企業等から物資提供の申出について、本部事務局（連携推進課）で受付（関経連については、関経連地域連携部を經由）
- ②物資の種類により、本部事務局から広域防災局、広域医療局に意見照会
- ③本部事務局が、下記3の配分基準等に基づき、物資受入先（各府県の物資集約担当）を調整、送付手配

3 配分基準等

(1) 寄附の場合

医療用マスクについては、3000枚までは特定警戒府県に分配

これを超える分については、広域防災局、広域医療局の意見及び府県からの

要請等を考慮しつつ、原則として、陽性患者の多い府県に提供

(2) 有償の場合

- ①12府県政令市に対して同時情報提供し、本部事務局で情報を集約のうえ先方と数量等を調整
- ②契約支払い関係は府県政令市毎に実施。

以上